

平成28年第6回永平寺町議会定例会議事日程

(17日目)

平成28年9月14日(水)

午前10時05分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第45号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第46号 平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第47号 平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第48号 平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第49号 永平寺町魅力発信交流施設えい坊館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第50号 町道の認定について
- 第 7 陳情第 2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 第 8 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第45号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第46号 平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第47号 平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第48号 平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第49号 永平寺町魅力発信交流施設えい坊館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第50号 町道の認定について
- 第 7 陳情第 2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 追加日程第 1 発議第 1号

3 出席議員（18名）

1番	上坂久則君
2番	滝波登喜男君
3番	長谷川治人君
4番	朝井征一郎君
5番	酒井要君
6番	江守勲君
7番	小畑傳君
8番	上田誠君
9番	金元直栄君
10番	樂間薫君
11番	齋藤則男君
12番	伊藤博夫君
13番	奥野正司君
14番	中村勘太郎君
15番	川治孝行君
16番	長岡千恵子君
17番	多田憲治君
18番	川崎直文君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	宮崎義幸君
消防次	長	中村昭雄君
総務課	長	山下誠君
財政課	長	山口真君

総合政策課長	太喜雅美君
会計課長	酒井宏明君
税務課長	歸山英孝君
住民生活課長	野崎俊也君
福祉保健課長	木村勇樹君
子育て支援課長	吉川貞夫君
農林課長	小林良一君
商工観光課長	川上昇司君
建設課長	平林竜一君
上下水道課長	清水昭博君
永平寺支所長	山田幸稔君
上志比支所長	酒井健司君
学校教育課長	坂下和夫君
生涯学習課長	山田孝明君
国体推進課長	家根孝二君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長	佐々木利夫君
書記	多田和憲君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時05分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては万障お繰り合わせの上ご参集をいただき、ここに17日目の議事が開会できますこと、心より厚く御礼を申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定により、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第45号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第46号 平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について

～日程第3 議案第47号 平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第48号 平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、議案第45号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第4、議案第48号、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの4件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第45号から日程第4、議案第48号までの4件を一括議題とします。

本件は、去る平成28年8月29日、予算決算常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

12番、伊藤君。

○予算決算常任委員長（伊藤博夫君） 予算決算常任委員会の審査報告でございます。

当委員会に付託されました議案第45号、一般会計補正予算1件と議案第46号から議案第48号、特別会計補正予算までの3件、計4件について、9月8日に慎重に審議いたしました。

一般会計補正予算では、宅地開発測量設計委託料について自由討論の要求があり、その結果、いつ、どこかで工程管理の詳細な説明を求めることにより、全員賛成で可決いたしました。また、特別会計補正予算の3議案についても全員賛成により可決しました。

議員各位のご賛同をお願いし、ご報告といたします。

○議長（齋藤則男君） これより、日程第1、議案第45号から日程第4、議案第48号までの4件について1件ごとに行います。

日程第1、議案第45号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第45号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第46号、平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第46号、平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第47号、平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第47号、平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第48号、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第48号、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第5 議案第49号 永平寺町魅力発信交流施設えい坊館の設置及び管理に関する条例の制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第5、議案第49号、永平寺町魅力発信交流施設えい坊館の設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成28年8月29日、総務常任委員会に付託された議案であり

ます。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） 総務常任委員会への付託案件につきまして委員会報告いたします。

本定例会におきまして総務常任委員会にて付託されました議案第49号、永平寺町魅力発信交流施設えい坊館の設置及び管理に関する条例の制定についてを、去る9月9日金曜日午前9時より同11時まで、全委員及び町長、副町長、消防長、総務課長、財政課長、総合政策課長以下所管課長の出席を求め委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

永平寺町魅力発信交流施設えい坊館の設置及び管理に関する条例の制定について、内容及び意見でございますが、この案件は松岡神明3丁目に建設中で、6月に皆様から名称募集し、永平寺町魅力発信交流施設えい坊館に決定し、ただいま平成29年4月のオープンに向け整備中であります。

これに伴い、本町において公共施設永平寺町魅力発信交流施設えい坊館の設置及び管理に関する条例を制定し、施設利用及び事業目的や管理運営等を定め、町民に愛される、親しまれる施設の利用目的を明確にするための条例制定でございます。

総務常任委員会におきまして、新たな本条例制定に当たり議論させていただきました中、この施設の利用に関することに際しまして、まず使用料の積算はどのように算出されたのか。また、関係団体等のイベントとか屋外を使用したときの料金はどうなるのかを確認いたしました。

料金の積算根拠につきましては、町の公共施設利用料を考慮して1時間当たりの単価を算出したとのことでございました。

また、屋外の使用料については、駐車場スペースが目的で、イベント等で利用されるときは無料で貸し出すことを確認いたしました。

次に、利用時間が午後9時までとなっておりますが、近所周辺の配慮等について確認をいたしましたところ、防音装置を施す施工工事内容となっているとの理事者からの説明がありましたが、今後、施工工事中にも総務常任委員会で現地視察し、確認したいと思っておりますのでございます。

また、本条例案第3条の3号の地域情報及び観光情報の発信とあるので、四季

の森にある古墳等の展示等もこの施設に近いのだから展示してはとのことにつきまして、生涯学習課等関係課とも相談し、今後対応していくとのことでした。

また、指定管理の設定については、当面、直営で実施し、必要に応じ三、四年をめどに見直すことと確認いたしました次第でございます。

以上、総務常任委員会において、全員賛成で可決いたしましたので、妥当なご決議ををよろしく願います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） この永平寺町魅力発信交流施設えい坊館の設置及び管理に関する条例であります。その第4条、開館時間、「えい坊館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、施設の夜間使用がない場合は、午後6時に閉館できるものとする」というふうに書かれております。

非常に開館時間が9時までなのか、それとも日によっては6時までなのかというように捉え方ができるような表現であります。ただ、これは設置及び管理に関する条例ということですので、ある意味、最初ここまでできるというような表現でされているのかなというふうには理解できるものであります。

ただ、ぜひ委員長にお願いしたいのは、直接直営でやるということですので、この運営規定なり、あるいは要綱なり、もっと言ったらお客様に開館時間を示す段に当たっては、やはりお客様に迷惑をかけないように明確にするべきだろうと思っております。ぜひ委員会においてその辺も十分今後注意して協議をしていただきたいなと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） ただいまのえい坊館のこれは設置及び管理に関する条例ということでございまして、その補足といたしまして、やはりこの施設を親しまれる、住民に愛される施設、使用しやすいような、やはり内規というんですか、そういった運営規定を施して十分な体制でとっていくことを総務常任委員会としてもそういったことをまた強く求めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

ただいまの滝波議員のご意見でございますが、詳しいことは理事者のほうからひとつ方針等々、またそういったところをひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○1番（上坂久則君） その前にちょっと関連で質問させてもらっていいか。ダブリになってまうとあかん。

○議長（齋藤則男君） ちょっと待ってください。

○1番（上坂久則君） 関連ですから。だめか。

○議長（齋藤則男君） 後でしてください。後で。

総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

えい坊館は本当に皆様に親しまれて使っていただきたい施設でございます。それで、今のご質問の開館時間ということですが、一応中の物販が6時に終了しますので、9時から6時までを原則開館なんです。夜の使用がある場合は9時までということで9時から9時までとさせていただきます。

また、細かい内容につきましては、今後、規則、要綱等で定めて、皆様に使いやすい施設となるよう努めたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（齋藤則男君） ほかに質疑ありませんか。

上坂議員。

○1番（上坂久則君） これ提案ということで、聞いて、委員長。

やっぱり第4条で午前9時から午後9時までとするというふうに文章になっていると、これは使用する町民のほうからも誤解されるような文章なんで、提案ですけれども、一応えい坊館の開館時間は午前9時から物販等は午後6時までとすると。ただし、施設の夜間使用がある場合は9時まで利用できるものとするというふうに書きかえたほうが、誤解もないし。ですから、労務管理にとってもいいのではないのかなど。

例えば仮にこの文章をこうやって残すんならば、無理やりやろうけど、16条のこの条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるといふ、これは別に。またこれちょっと意味が違うんで、こういうふうな文言の書きかえもどうなんかなど。

委員長、どう思いますか。

○議長（齋藤則男君） 中村議員。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） ただいまの上坂議員のご意見、4条の9時から

9時までとなっている時間についてでございますけれども、やはり9時から6時と、今提案のあった6時まででは物販とかそういったもの。いろいろなただし書き、これから今後そういった、先ほども課長のほうからありましたように規則とか要綱、こういったものできちんとこれから詰めていくということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（齋藤則男君） 金元議員。

○9番（金元直栄君） 私がお聞きしたいのは、このえい坊館ですけれども、情報発信施設ということで、当面どういう形で運営していくのかというのは行政から説明されています。当面は直営で何年かやった後に、どういう形の運営形態になるのか知らないけれども考えていきたいということです。

ただ、条文中、条文にもう「指定管理者による管理」とか「指定管理者が行う業務」ということで書き込んである条例というのは施設の条例の中で初めてでないかなって思うんですが、違ひました？

僕は何かそこらに狙いがあるのかなと思うんで、そこはより使いやすい施設、みんなが親しみやすい施設にしていくためにどうしていくのかという思いもあるんだろうと思うんですね。何かその辺あれば。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） その件につきましては、理事者のほうからご答弁をひとつお願ひしたいと思ひます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 今回、最初は直営でいかせていただくということで進めさせていただいております。その後、今、観光物産協会さんに運営をお願いしながら、行く行くは指定管理者のほうへやっていただきたいなという思いはあります。今回は、その両面を踏まえた条例の制定をさせていただいております。

道の駅に関しても指定管理者の条例だったと思ひますが、直営の部分と指定管理者の部分が出たのは今回が初めてだと思ひます。

今後、この状況を、運営に関しては観光物産協会さんとよく話しながら、どういうふうに移っていくかというのを検討させていただきたいと思ひております。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） やっぱり町が建設する施設、町が主導的にどうしていくんかということ考えた上で、より使いやすいものにしてほしいと思ひますね。やっぱり交通の流れからいうとちょっと離れたところになってしまう可能性

もあるので、そういう意味では情報発信がどうできるかは大事ですし、その辺、僕は指定管理ってあんまり好きじゃないんですね。「指定管理者が行う業務」って書いてあるなら管理委託でいいんですね。業者が行える業務ということを書いてあるなら。指定管理というのは全て、収益まで含めて全て業者に任せるということになっていくので、その辺を僕は十分指定管理のあり方も含めて考えていくと同時に、やっぱりより使いやすくするためには業者に任せたほうが使用が柔軟な利用ができるのか。行政が行ったほうが柔軟な利用ができるのかということ、僕は今のところ見ていると行政のほうが割と柔軟に貸し借りできる感じかしているんですね。業者に任せてしまうといろんところで最近、指定管理で使用禁止だとか、後から謝ったとか、それに行政も一緒になって謝ったとかという話もあるので、そこは十分考えて、より利用しやすいものを行政主導できちっとしていけるようにして欲しいと思うんです。

ただ、指定管理にすると、繰り返し言いますけれどもあんまり口出しするのは本来指定管理というのは合わないんですね。業務委託なら一緒にいろいろ考えることができるということなんで、指定管理ばかりに余りこだわる必要はないと思っています。

あんまり法律にとらわれる必要もないと思うんで、その辺だけ言っておきます。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 指定管理につきましてはいろいろな考えがあると思います。

今回、道の駅「禅の里」を指定管理をしたことによって民間の活力で大いににぎわっているところもあります。

行政としましては、あれもこれも指定管理とかではなしに、例えば行革の中で一応図書館を指定管理でしてみたらどうかという案も出ましたが、これは議会にお示ししました。やはり図書館は公立でやるのがいいだろうとか、サービスを提供する案件案件によって民間のノウハウを入れたほうがいいのか、しっかり管理したほうがいいのか、そういったことの分析とかというのも大切だと思っています。

今回やはりあの施設を、これからできるえい坊館を数年間直営でしながら、ランニングコストはどれぐらいかかるのか。もっと夜までするんやったら民間のほうができるのじゃないかとか、いろいろなサービスなら民間のほうがいい。ただ、管理の面では公のほうがいいんでないかとか、そういったのをいろいろ実地を踏まえて吸収した中で考えさせていただきたいなと思っていますので、またいろ

いろいろ指導いただければと思っております。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 委員長さんには申しわけないですが、行政に聞かせていただきます。行政に聞きます。

施設をつくって行政が何年か運営してみて指定管理なり委託の方法をいろいろ考えていくというのは本町では初めての取り組みやと思うんですね。だから、こういう内容にもなっているのかなと思うんですが、そういう意味ではちょっと重大やと思うんです。どう気軽に人が集まれる。利用しやすい施設にしていくのかという意味では大きな課題ですから、そこは初めての試みということで、ある意味厳しい臨み方をしないといけないところもあるのかな、覚悟を決めて運営しないといけないところもあるのかなと思いますので、その辺は十分ここに入っていたく人たちと協議の上進めていっていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） 初めての試みで運営をしっかりとという切なる質問でございました。

町長のほうから何かございましたらひとつよろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） まず、指定管理を前提に運営するのでは、もちろんオープンしたら、今、地域おこし協力隊の方も入っていただきますし、行政も一生懸命利用してもらうようにさせていただきます。

今回初の試みという、運営してから指定管理に任せていくというのが初の試みだというご意見ですが、私はそれが普通だと思っております。いきなり新しい施設、今やってきましたが新しい施設、どれぐらいの集客規模でどういったサービスが求められて、それを分析しないまま指定管理に任せてしまうと、なかなかその試算をするのが難しいところもあると思います。それは私の仕事でまことにあれ、いい方向に行っているのでもいいですが、例えば道の駅も1年間で行政では25万人の集客を予想してましたが、現在やってみると4カ月で28万人の来場者が来ているというそういったうれしい誤算と言っていいのか試算が甘かったのか、やはりそういったところが出てきますので、指定管理する以上はやはり行政もシビアに、幾らの運営管理を任せられるかというのは大切だなと思っておりますので、今回のこのえい坊館につきましても町でまず一生懸命やって、そして指定管理、

もっと民間の力を活用したほうがより効果的に運営ができるとなれば、そのやった経験、実績をもとにどういったことをお願いしようか、どういった金額でお願いしようかというのができますので、そういったこともしっかり取り組んでいきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） ほかに質疑ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ちょっと委員長、確認させていただきたいんですが、今、町長の答弁では指定管理ありきの話ではなくて、行政が運営した上で運営管理費等がどれぐらいになるかというのを見きわめた上で指定管理するかどうかというようなことを考えていきたいというような答弁であったかなと思っておりまし、それにあわせるような条例制定ということであるというふうにも理解できません。

ただ、先ほど課長からの答弁で物産協会の名前が出てきているわけなんですけれども、今、指定管理をお願いしようとしているということは具体的に物産協会というところになるのでしょうか。そうではないのでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） 恐らくそういった町にかかわる関係団体が携わるといふようなことだと私は思っております。

関係課長、何かそれで補足することがありましたらご説明をお願いします。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えさせていただきます。

今、お名前が出ました観光物産協会のことだと思うんですが、役場が思っていますのは直営を最初やっていくと。直営に関して観光物産協会さんに運営の部分だけを来年から、施設の維持管理という部分じゃなくて運営のほうだけを今お願いしようということまで話を進めさせていただいております。行く行くはこの条例にも書いてありますように指定管理者というのが想定されますが、またそれは今後しばらく直営でやってみて観光物産協会さんとかを軸に考えさせていただきたいなとは思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 自由討議の提案ありますか。

ないようですので、討論に入ります。

討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第49号、永平寺町魅力発信交流施設えい坊館の設置及び管理に関する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第6 議案第50号 町道の認定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第6、議案第50号、町道の認定についての件を議題とします。

本件は、去る平成28年9月6日、産業建設常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、朝井君。

○産業建設常任委員長(朝井征一郎君) 産業建設常任委員会を去る9月12日9時半から11時まで開催いたしました。出席委員は委員6名全員でございます。また、理事者側から町長初め担当課長が出席をされております。

議題であります。本定例議会での付託議案第50号、町道の認定についてを議題として行いました。その前に、8時半から現地を委員全員が視察をさせていただき、その間、建設課長からの説明をいただきながら約30分余り現地を視察して帰ってから、この議題を行いました。

永平寺町内の地区内の町道飯島5号線、永平寺町飯島6字18の1番地から永平寺町飯島6字26番地、延長240メートル、幅員6メートルについての説明がありまして、それについて審議いたしました。

また、永平寺町と地元関係者との町道認定同意書を交わされ、そして永平寺町と九頭竜川中部漁業協同組合との確約書も取り交わされているということで説明がございました。

その間につきまして、主な意見といたしまして、工事完了後、車両の出入りする折に事故があった場合の対応についてをお聞きし、運営上は当然、農地の場合と町道の場合との違いのため、運営、管理に伴う地元地域の要望については中部漁業協同組合との覚書、同意書を取り交わしており、地域住民の安全管理に努めるということでございます。

2番目に、松岡公園整備の進捗状況及び今後の計画についてを質問されまして、課長からの答弁の中に……。

(「それはいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○産業建設常任委員長(朝井征一郎君) いいですか。

(「付託案件じゃない」と呼ぶ者あり)

○産業建設常任委員長(朝井征一郎君) されてない、付託 いいですか。

それなら省略させていただきまして、採決の結果、議案第50号につきましては、全委員賛成により可決されました。

以上でございます。

○議長(齋藤則男君) これより、委員長の……。

(「暫時休憩願います」と呼ぶ者あり)

(録音切れ)

(午前10時37分 休憩)

(午前10時41分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

4番、朝井君。

○産業建設常任委員長(朝井征一郎君) 永平寺町道飯島5号線につきまして、永平寺町飯島、起点ですけれども、起点は永平寺町飯島6の字19の1番地に訂正をお願いしたいと思います。ただいま「18の1」と言わせていただきましたけれども「19の1」に訂正をお願いしたいと思います。

○議長(齋藤則男君) 委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第50号、町道の認定についての件
を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第7 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第7、陳情第2号、地方財政の充実・強化を求め
る意見書採択についての件を議題とします。

本件は、去る平成28年8月29日、総務常任委員会に付託された議案であり
ます。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されておしま
す。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） これも先ほど総務常任委員会の日程の9日の午
前9時より11時の間で、全委員において報告をまとめました。

これにつきまして、陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択に
ついての委員長からの報告をさせていただきます。

本件は、地方財政の安定的な行政運営を実現するため、地方交付税額の拡大等
に向けての陳情となっているため、総務常任委員会においては採択といたしまし
たので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択です。では、本件を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。

よって、本件は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前10時44分 休憩）

（午前10時46分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りいたします。

ただいま中村君外4名から、発議第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての件が提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすること決定しました。

～追加日程第1 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について～

○議長（齋藤則男君） 追加日程第1、発議第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（佐々木利夫君） 朗読いたします。

発議第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成28年9月14日

永平寺町議会議長 齋藤 則 男 様

提出者	永平寺町議会議員	中 村 勘太郎
賛成者	〃	江 守 勲
〃	〃	伊 藤 博 夫
〃	〃	奥 野 正 司
〃	〃	川 崎 直 文

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが国の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要であり、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大す

る地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること。
4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度国勢調査を踏まえた震災に伴う人口急減自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年 9月14日

福井県吉田郡永平寺町議会

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣、
内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革担当）

以上です。

○議長（齋藤則男君） 提案理由の説明を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

ただいま陳情第2号が採択され、事務局より皆さんのお手元に、ただいま事務局が朗読していただきました意見書を提出させていただきました。

政府機関に本意見書を提出させていただくに当たり、総務常任委員会で十分な論議をさせていただきましたので、妥当なご決議をよろしく願います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発議第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第8 閉会中の継続調査の申出～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第8、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、

予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩します。

(午前10時55分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員には、去る8月29日開会以来17日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げまして、平成28年第6回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、本定例会にご提案申し上げました平成28年度補正予算を初めとする重要案件について慎重にご審議をいただき、ご決議を賜り、まことにありがとうございました。

10日には長寿を祝う敬老会が開催され、園児による歌の発表や健康体操、講演などが行われ、600名の元気な高齢者の皆様に参加をいただきました。健康で長生きするには笑が一番との講演の話のとおり、笑顔が絶えない敬老会を開催することができ、こうして皆様と長寿を喜び合えることを大変うれしく思っております。

これからの高齢化社会において、元気な高齢者の皆様が地域の中で生き生きと活躍していただけるように、町も社会参加の場の提供のほか、さまざまな学習活動等への支援に取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

国は、平成29年度当初予算の概算要求を8月で締め切り、配偶者控除の見直しを含めた税制改正とあわせ、議論を9月から本格化させることとしております。医療や介護など社会保障費の増加に伴う政策のほか、暮らしにかかわる分野では子育て支援の充実、将来への年金対策、働き方改革を含む一億総活躍プランの推進の政策に重点が置かれた要求となっておりますが、今後示される具体的な施策については、財政に十分配慮しながら進めてまいります。

今後の町政につきましては、中部縦貫自動車道の早期完成、防災行政無線や松岡公園整備、永平寺門前町並み整備事業など継続的に取り組む課題や定住の促進など、住みよいまちづくりを全力で進めてまいりますので、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。

10月21日金曜日から3日間にわたり、えちぜん鉄道永平寺口駅前を中心に地元の団体や企業、まちづくり協会を初め学生の皆さんとともに、人、地域、団体がつながるにぎわい交流イベントの開催を予定していますが、さらに町民の地域間交流が深まり、生き生きとしたまちづくりにつながるイベントとなるよう進めてまいります。詳細につきましては、広報永平寺等によりお知らせをさせていただきます。

日中はまだ残暑の厳しい日が続いておりますが、朝晩は随分しのぎやすくなっております。これから季節の変わり目を迎えますので、議員の皆様におかれ

ましては、健康に十分留意され町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前11時02分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員